平成２１年（フ）第１５５５号
大阪府羽曳野市はびきの７丁目644番地の１―105号室、前住所大阪府藤井寺市藤井寺３丁目９番30号
破産者　奥野　　剛
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
大阪府箕面市瀬川２丁目１番５号　ロイヤルコージーコート105号、住民票上の住所兵庫県豊岡市京町９番６号
破産者　石田健一こと　石田　松藏
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２０年（フ）第３１０号
鳥取県鳥取市源太８番地
破産者　西本　芳浩
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７０３号
広島市安佐南区沼田町大字伴7643番地の10
破産者　野崎恵美子
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７７６号
広島県安芸郡府中町浜田４丁目７番18号、申立時の住所広島県安芸郡海田町南堀川町１番31―1002号
破産者　山田　博之
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０４号
鹿児島県霧島市国分上井964番地28
破産者　宮原日出登
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第３１８号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木2778番地24
破産者　白岩　宏樹
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３９９号
埼玉県深谷市見晴町10番地12
破産者　石岡　　弘
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５２号
静岡県磐田市小島789番地２
破産者　國分　美里
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５３号
静岡県袋井市見取170番地の１
破産者　國分　公雄
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３４１号
静岡県浜松市中区上島５丁目22番18号コーポＳ　102号、住民票上の住所静岡県浜松市中区松城町214番地の13　アルコ11　802
破産者　吉田優次郎
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３７４号
愛知県稲沢市小沢３丁目16番20―305号
破産者　和田　一隆
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４３８号
愛知県丹羽郡大口町余野３丁目331番地　エクセル吉田201号
破産者　齊木電機工業所こと　齊木　恭博
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１号
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿1470番地46
破産者　ウドノモータースこと　門　　計治
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第１９０６号
京都府八幡市橋本石ケ谷49番地の６
破産者　山下久仁子
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３８８号
兵庫県明石市魚住町清水2223―５―201、旧住所大阪府吹田市穂波町19―35
破産者　杉原　康夫
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第５０号
山口県岩国市御庄５丁目109番地11　Ａ―202、開始決定時の住所山口県岩国市岩国１丁目19―10
破産者　吉谷　康司
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第５５号
愛媛県新居浜市篠場町９番15号、前住所愛媛県新居浜市多喜浜５丁目１番２号
破産者　近藤　忠男
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第３３０号
大分市山津町２丁目３番23号　ハイネス佐藤101
破産者　高山　廣美
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係